

【総合ケアげんき 利用料金表】〔単位：円〕

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 [1 か月あたり]

| 介護費用 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 割負担 | 5,862 | 9,902 | 13,904 | 19,539 | 27,556 | 30,216 | 33,121 |
| 2 割負担 | 11,724 | 19,804 | 27,808 | 39,078 | 55,112 | 60,432 | 66,242 |

短期利用 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 [1 日あたり]

| 介護費用 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 割負担 | 551 | 634 | 681 | 759 | 838 | 915 | 991 |
| 2 割負担 | 1,102 | 1,268 | 1,362 | 1,518 | 1,676 | 1,830 | 1,982 |

※端数処理の関係で誤差が生じることがある。

※2 割負担の介護費及び加算は 1 割負担の費用を 2 倍として計算する。

※電気代は 1 点につき 50 円/日とする。

※洗濯代は 1 ネットにつき 100 円とする。

※月途中からの利用・中止の場合には、日割り計算により精算する。

※利用開始から 30 日間は、初期加算として 1 日 34 円加算する。

※認知症加算の該当者には、個別で重度 929 円/月、中度 581 円/月を加算する。

※サービス提供体制強化加算 (I) イ 743 円/月、総合マネジメント体制強化加算 1,162 円、介護職員処遇改善加算 (I) (一月あたりの合計単位数に 10.2%を算定) が介護費に含まれている。

短期利用については、サービス提供体制強化加算 (I) イ 24 円/日と、介護職員処遇改善加算 (I) (一月あたりの合計単位数に 10.2%を算定) が介護費に含まれている。

※生活機能向上連携加算の該当者には、個別で (I) 116 円/月、(II) 232 円/月を加算する。

※若年性認知症利用者受入加算の該当者には、930 円/月、介護予防 523 円/月を加算する。

※栄養スクリーニング加算の該当者には、5 円/6 月に 1 回を限度とし加算する。

※区分支給限度基準額を超えたオーバー分についても全額自己負担いただき、介護職員処遇改善加算 (I) についても同様に算定する。

※被爆者手帳をお持ちの方は利用料金が免除される。